

宮崎県における沿岸底生資源に関するえびびき網漁業の資源管理協定

協定発効日 令和6年3月11日

(目的)

第1条 本協定は、ひらめ、くるまえび、あおめえそ類等えびびき網漁業で漁獲される沿岸底生資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該えびびき網漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もってえびびき網漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域は、宮崎県地先海面とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、えびびき網漁業で漁獲される水産資源(以下「対象魚種」という。)とし、具体的には、ひらめ、くるまえび、あおめえそ類とする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、深海えびびき網(手繰第1種)、えびびき網及びえさびき網(手繰第2種)とする。

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

ひらめ太平洋南部海域 宮崎県資源管理方針別紙3-10に定める資源管理の方向性

くるまえび宮崎県海域 宮崎県資源管理方針別紙3-11に定める資源管理の方向性

あおめえそ類太平洋中南部海域 宮崎県資源管理方針別紙3-12に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各項に掲げるところにより行うものとする。

一 操業可能期間のうち別添1のとおり休漁日を設けるものとする。

二 えびびき網漁業及びえさびき網漁業(手繰第2種)は、各地域別に別添2-1~別添2-7の自主的資源管理措置に取り組む。

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、宮崎県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条第1号の取組については、市場伝票及び操業日誌を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)及び宮崎県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、宮崎県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について宮崎県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び宮崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

3 さらに、各地域別に別添3の制裁措置を課すものとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 本協定成立後に参加しようとする者は、所属漁協を通じて宮崎県資源管理実践漁業者協議会(以下「実践協議会」という。)に対して、参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、実践協議会が当該参加届を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、所属漁協を通じて実践協議会に対して、当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、所属漁協を通じて実践協に対して、当該協定からの脱退を届け出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、実践協議会が当該脱退届を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間(令和6年4月1日から令和11年3月31日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126条第1項の規定に基づき宮崎県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(協定のその他手続き)

第12条 本協定を円滑に実施するために、その他必要な諸手続きは実践協議会を通じて行うものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。

(本協定の参加者)

別添参加者名簿のとおり

(以上)

(別添1)

えびびき網漁業の休漁日

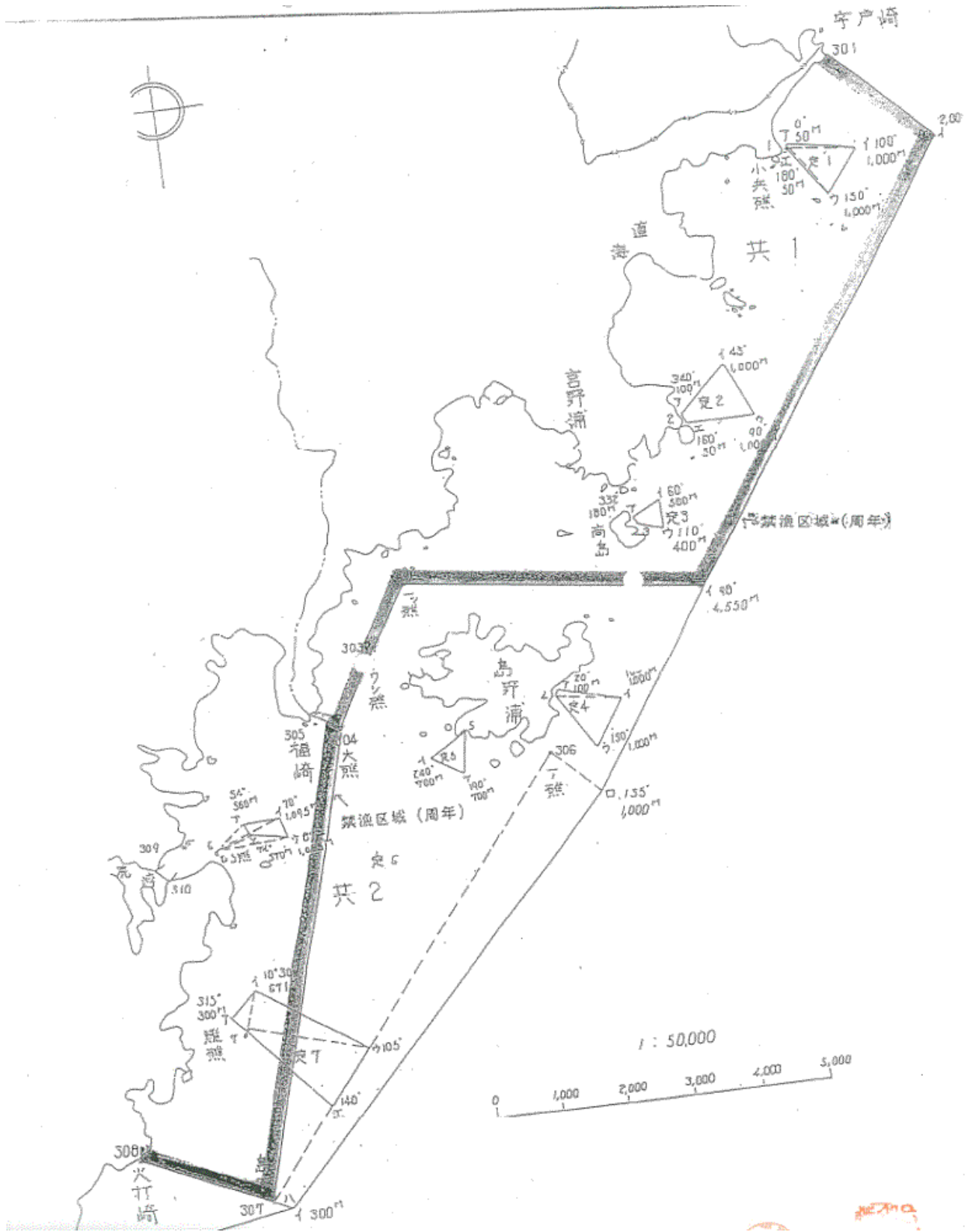
漁業種類	休漁日
深海えびびき網 (手繰第1種)	毎週日曜日の休漁
えびびき網 (手繰第2種)	1～3月に5日間以上の休漁 6～8月に5日間以上の休漁

(別添 2 - 1)

えびびき網漁業の自主的管理措置 (北浦・延岡市安井地区)

対象区域	管理措置項目	管理措置内容
共同漁業権第 1 号区域と 2 号区域及びその沖合	休 漁 禁漁区 (別図 1) 使用漁具の制限 漁獲サイズの制限	<ul style="list-style-type: none">・市場休日の前日は休漁とする。・共同漁業権第 1 号区域内は周年禁漁とする。・熊野江湾口部から島毛見通し線の水深 50m 以下は周年禁漁とする。・えびびき網漁業の魚取部の目合いは 15 cm につき 10 節以下の太目とする。 但し、移動えびの時期は 13 節とする。・以下に記すものは再放流とする。 ヒラメ : 全長 30 cm 以下 シマイシガニ (トラガニ) : 甲幅 10 cm 以下 ハモ : 全長 50 cm 以下

(別図1：禁漁区位置図)

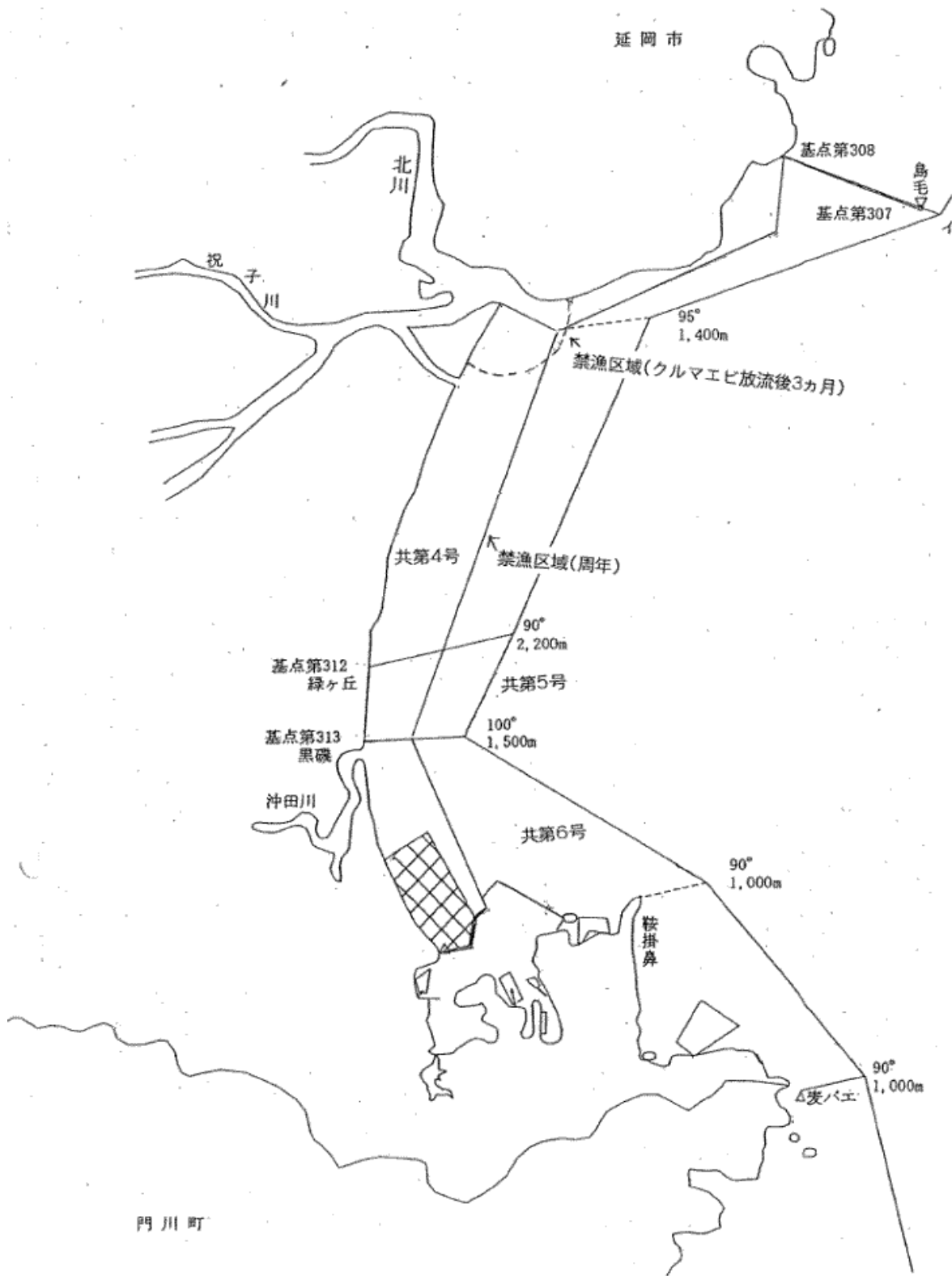


(別添 2 - 2)

えびびき網漁業の自主的管理措置 (延岡市南部地区)

対象区域	管理措置項目	管理措置内容
共同漁業権第 4 号区域、5 号区域と 6 号区域及びその沖合	休 漁 禁漁区 (別図 2) 使用漁具の制限 漁獲サイズの制限	<ul style="list-style-type: none">・ 第 1、第 3 土曜日は休漁とする。・ 土々呂湾口部南防波堤北端から小島を結んだ線の土々呂湾内は周年禁漁とする。・ 共同漁業権第 4 号、第 5 号及び第 6 号の区域内の水深 10m 以浅は周年禁漁とする。・ 五ヶ瀬川河口導流堤起点から半径 1 km の範囲内は、クルマエビ稚仔放流 3 か月間の禁漁とする。・ 魚取部の目合いは 15 cm につき、11 節以下の太目とする。・ 以下に記すものは再放流とする。<ul style="list-style-type: none">ヒラメ : 全長 25 cm 以下シマイシガニ (トラガニ) : 甲幅 10 cm 以下ハモ : 全長 50 cm 以下

(別図2：禁漁区位置図)



(別添 2 - 3)

えびびき網漁業の自主的管理措置 (門川地区)

対象区域	管理措置項目	管理措置内容
共同漁業権第 7 号 区域及びその沖合 所属漁業協同組合 の有する共同漁業 権漁場以外の日向 市沖合	休 漁 禁漁区 使用漁具の制限 漁獲サイズの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1、第 3 土曜日は休漁とする。 ・ 餘島～イクイバエ～鍋崎を結ぶ線から以西(陸側)は周年禁漁とする。 ・ 小枇榔を中心に半径 1 km 以内は周年禁漁とする。 ・ 細島灯台と中バエを結んだ線の以西は、7 月 1 日から 7 月 31 日まで禁漁とする。 ・ 細島灯台とイクイバエ、イクイバエと中バエを結んだ線の以西は、8 月 1 日から 8 月 31 日まで禁漁とする。 ・ 魚取部の目合いは 15 cm につき、10 節以下の太目とする。 ・ 以下に記すものは再放流とする。 <ul style="list-style-type: none"> ヒラメ : 全長 25 cm 以下 シマイシガニ (トラガニ) : 甲幅 10 cm 以下 ハモ : 全長 50 cm 以下

(別添 2 - 4)

えびびき網漁業の自主的管理措置 (日向地区)

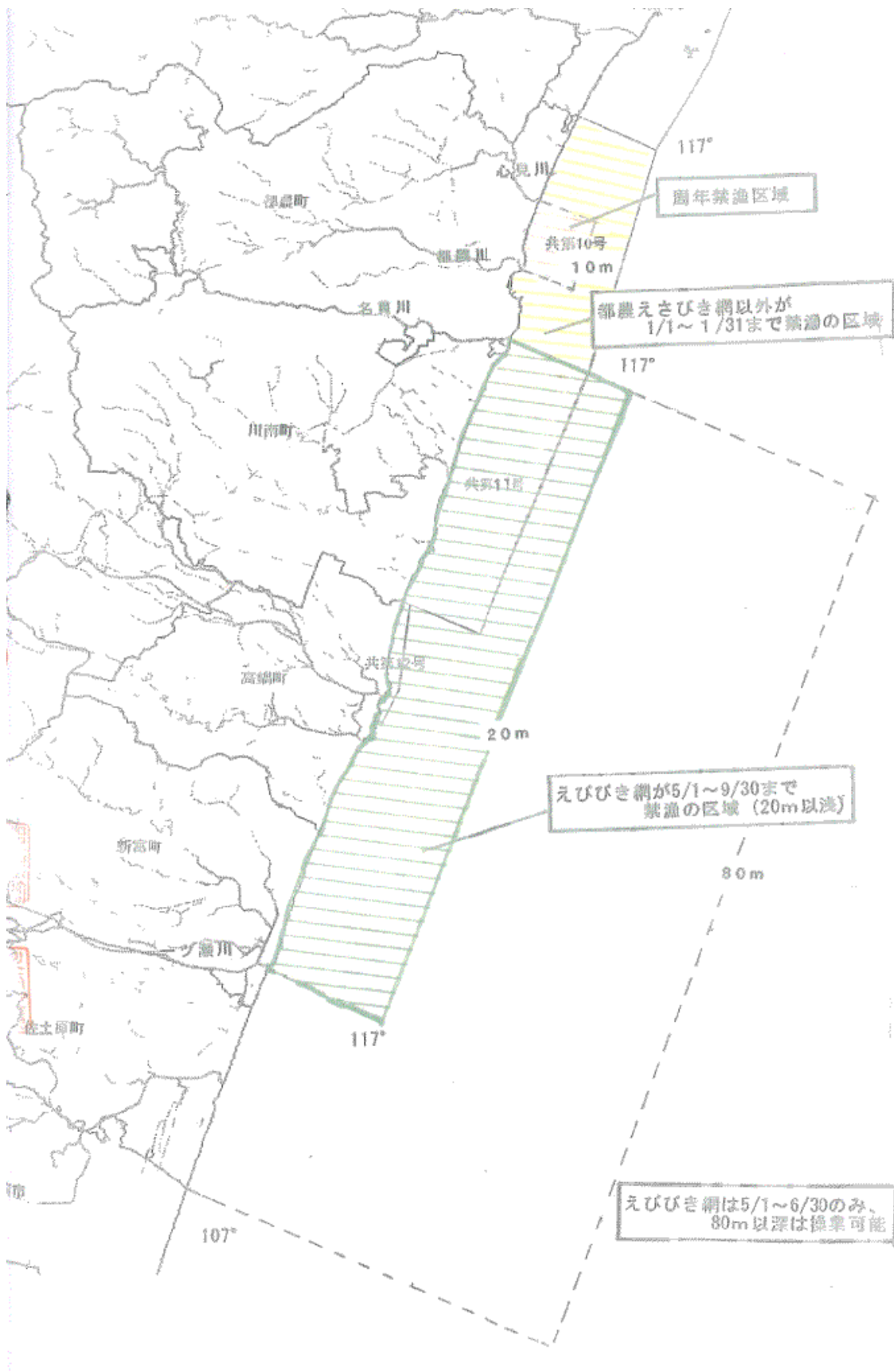
対象区域	管理措置項目	管理措置内容
日向市から都農町沖合。	漁獲努力量の制限 休 漁 禁漁区 使用漁具の制限 漁獲サイズの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・えびびき網漁業の年間の操業隻日数は 250 隻日以内とする ・第 1、第 3 土曜日は休漁とする。 ・えさびき網漁業の操業区域は共同漁業権第 9 号の漁場内とする。 ・共同漁業権第 9 号のうち、旧日向漁業協同組合所属えさびき網が操業出来る範囲は、平岩鼻以南とする。 ・共同漁業権第 9 号のうち、高遠見山とイクイバエを結んだ線以西の細島港内は周年禁漁とする。但し、えさびき網漁業については、9 月 16 日から翌 5 月 31 日までの間は操業できるものとする。 ・えびびき網漁業の魚取部の目合いは 15 cm につき、12 節以下の太目とする。 ・旧富島漁業協同組合所属のえさびき網漁業の魚取部の目合いについては 15 cm につき 15 節以下の太目とする。 ・旧日向漁業協同組合所属のえさびき網漁業の魚取部の目合いについては 15 cm につき 14 節以下の太目とする。 ・えさびき網漁業に使用する漁船の推進機関馬力数は 90 馬力以内とする。 ・以下に記すものは再放流とする。 <ul style="list-style-type: none"> ヒラメ : 全長 25 cm 以下 シマイシガニ (トラガニ) : 甲幅 10 cm 以下 ハモ : 全長 50 cm 以下

(別添 2 - 5)

えびびき網漁業の自主的管理措置 (都農・川南地区)

対象区域	管理措置項目	管理措置内容
<p>日向市沖合及び同 海域以南、世界測 地系、北緯 31 度 58 分 50 秒、東経 131 度 28 分 59 秒の点 から 107 度の線以 北の海域。</p>	<p>休 漁</p> <p>禁漁区 (別図 3)</p> <p>使用漁具の制限</p> <p>漁獲サイズの制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川南町漁協所属の漁業者については、第 1、第 3 土曜日を休漁とする。但し、1 日が第 1 日曜日となる場合は、前月の最終日を休漁日とする。 ・都農町漁協所属のえびびき網漁業者については 1 月 1 日から 1 月 31 日を休漁とする。 ・都農川から心見川の間において水深 10m 以浅の海域は周年禁漁とする。 ・都農町漁協所属のえさびき網漁業を除き、共同漁業権第 10 号の名貫川以北の海域においては、1 月 1 日から 1 月 31 日まで禁漁とする。 ・えびびき網漁業者は共同漁業権第 10 号と第 11 号の境から 117 度の線以南から、一ツ瀬川沖までの間の水深 20m 以浅の海域においては 5 月 1 日から 9 月 30 日まで禁漁とする。また、共同漁業権第 10 号と第 11 号の境から 117 度の線以南から、世界測地系北緯 31 度 58 分 50 秒、東経 131 度 28 分 59 秒の点から 107 度の線以北までの水深 80m 以深の海域においては 7 月 1 日から翌 4 月 30 日まで禁漁とする。但し、川南町漁協所属のえさびき網漁業については、宮田川河口域においては操業できるものとする。 ・えさびき網漁業の操業区域は所属漁協の有する共同漁業権内漁場に限り、但し、小丸川河口域においては、9 月 1 日から翌 3 月 31 日までの期間は操業できるものとする。 ・えびびき網漁業の魚取部の目合いは 15 cm につき、10 節以下の太目とする。但し、はも漁の時期は 12 節とする。 ・えさびき網漁業の魚取部の目合いは 15 cm につき、16 節以下の太目とする。 ・以下に記すものは再放流とする。 <ul style="list-style-type: none"> ヒラメ : 全長 25 cm 以下 ウチワエビ : 全長 12 cm 未満及び抱卵エビ ハモ : 全長 50 cm 以下

(別図3：禁漁区位置図)

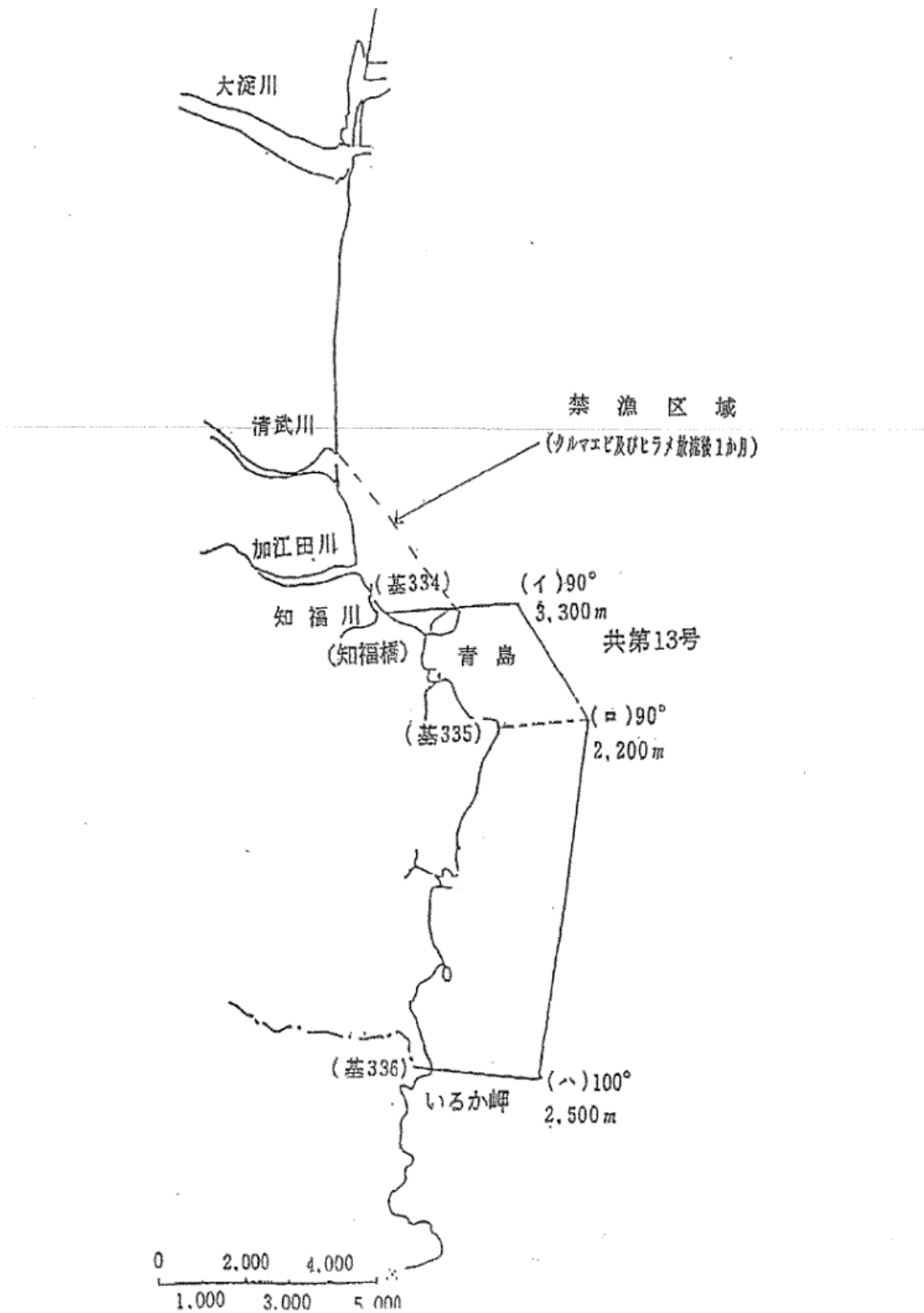


(別添 2 - 6)

えびびき網漁業の自主的管理措置 (宮崎地区)

対象区域	管理措置項目	管理措置内容
高鍋町小丸川から 日南市鶴戸の沖合	休 漁 禁漁区 (別図 4) 使用漁具の制限 漁獲サイズの制限	・土曜日は休漁とする。 但し、えさびき網漁業は除く。 ・清武川から青島東端を結ぶ線より以浅は、ヒラ メ稚仔放流後 1 ヶ月間禁漁とする。 ・えびびき網漁業の魚取部の目合いは 15 cmにつき 11 節以下の太目とする。 ・えさびき網漁業の魚取部の目合いは 15 cmにつき 16 節以下の太目とする。 ・以下に記すものは再放流とする。 ヒラメ : 全長 25 cm以下 シマイシガニ (トラガニ) : 甲幅 10 cm以下 ハモ : 全長 50 cm以下

(別図4：禁漁区位置図)



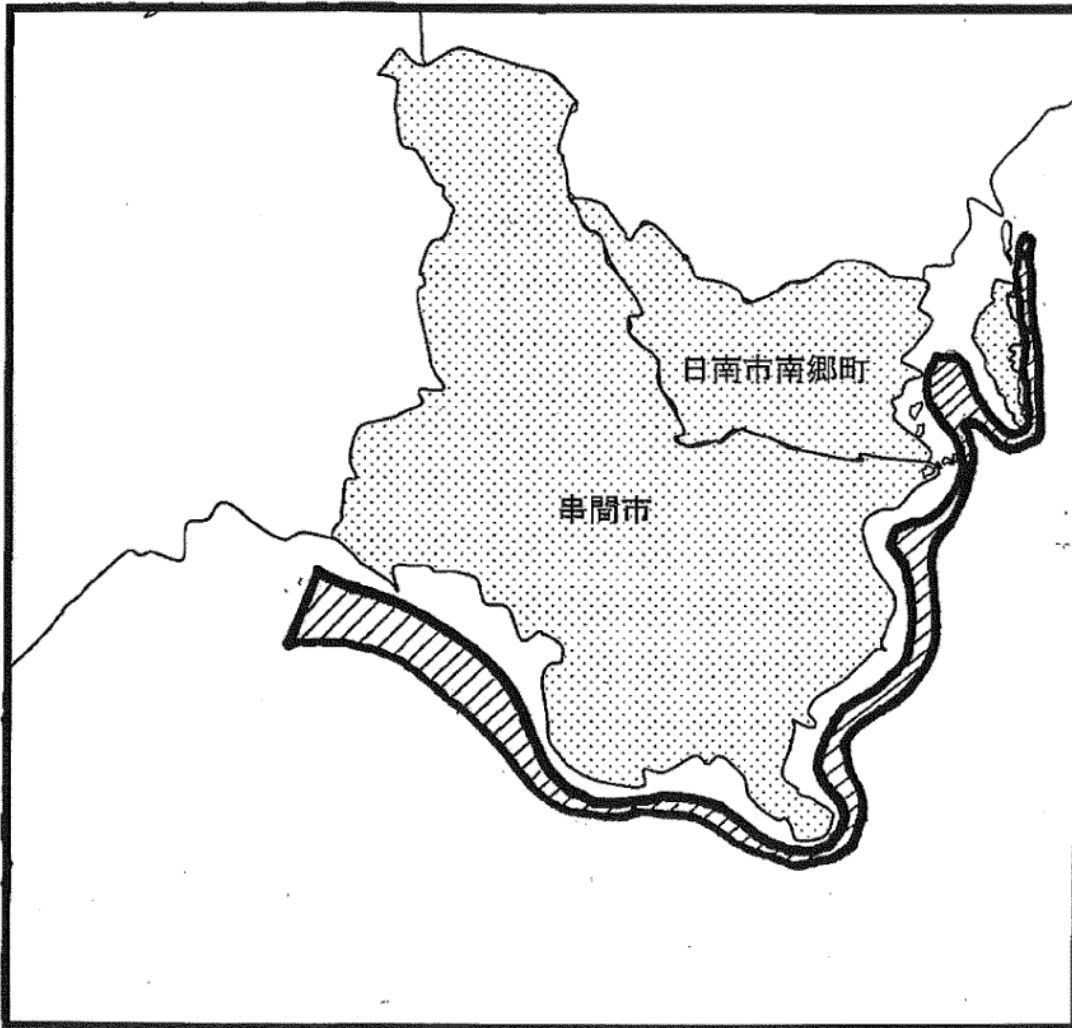
(別添 2 - 7)

えびびき網漁業の自主的管理措置 (県南部地区)

対象区域	管理措置項目	管理措置内容
日南市南郷町から 串間市の沖合	休 漁 禁漁区 (別図 5) 使用漁具の制限 漁獲サイズの制限	・土曜日は周年休漁とする。 ・チダイ稚魚の生息域では、5月1日から6月30日までの期間は水深 20m から 40m の範囲の水深においては禁漁とする。 ・えびびき網漁業の魚取部の目合いは 15 cmにつき 7 節以下の太目とする。 ・以下に記すものは再放流とする。 ウチワエビ類：全長 10 cm未満及び抱卵エビ ヒラメ ：全長 25 cm ハモ ：全長 50 cm以下

(別図5：禁漁区位置図)

チダイ稚魚 禁漁
5月1日から6月30日
水深20～40m



(別添3)

えびびき網漁業制裁措置

地 域	制裁措置 項目	制裁措置
北浦・延岡市安井地区 門川地区 日向地区 都農・川南地区 宮崎地区	罰金	違反した漁業者に対しては、1回につき違反金5万円を課することができるものとする。この違反金は、放流用種苗の購入等の水産資源の増殖保護費に充てるものとする。
延岡市南部地区	没収	違反した漁業者に対しては、違反操業時の全漁獲物を没収し、会の運営及び放流用稚魚等の購入など増殖保護費に充てるものとする。
県南部地区	罰金	違反した漁業者に対しては、1回につき違反金10万円を課することができるものとする。この違反金は、放流用種苗の購入等の水産資源の増殖保護費に充てるものとする。